

○NHK 放送受信料の減免



申請により受診料の全額又は半額の免除があります。対象は次の通りです。

全額免除	半額免除
・ 障害者手帳を持っている方のいる 市町村民税非課税世帯	・ 世帯主が 身障手帳 1・2 級、視覚・聴覚障害 療育手帳 A1・A2、精神手帳 1 級 を持つ場合

○有料道路通行料金の割引



料金が半額になります。料金所でご提示ください。対象は次の通りです。

運転する本人・介護者 半額	運転する本人 半額
第 1 種の身障手帳・療育手帳を もっている方	第 2 種の身障手帳をもっている方

○携帯電話の基本料金等の割引



障害者手帳所持者が携帯電話を使用する場合、基本料金等の割引制度があります。詳細は、携帯電話各社にお問い合わせください。

○NTT 電話番号案内料金の無料措置



電話番号案内料金が無料になる制度があります。

詳細は、Tel 0120-10-4174 にお問い合わせください。

○青い鳥はがきの無料配布



療育手帳 A1・A2 の方、身障手帳 1 級・2 級の方に、1 名につき 20 枚の郵便はがきを配布する制度があります。配布期間は、毎年 4 月から 5 月末までです。

詳細は、お近くの郵便局にお問い合わせください。

税制上の措置

以下のような税制措置があります。

詳細は、勤務先・税務署・市町税務課へお問い合わせください。

○所得税及び住民税等の控除



所得税、住民税、相続税の控除を受けることができます。

○利子の非課税措置



預金の利子について非課税になる制度があります。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

○自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免措置



本人又は生計同一者が所有する自動車で、専ら障害者（児）の通院、通学、通所又は生業のために使用する自動車について、手続きのうえで税金が減免される制度があります。

対象者 療育手帳 A1・A2 所持者

身障手帳所持者（級と障害部位により異なります。ご確認ください。）

精神手帳 1 級所持者

※税の減免に関するお問い合わせ

自動車税・自動車取得税 鹿児島地域振興局自動車税課（TEL099-261-5611）

軽自動車税 市町村役場税務課

地域生活支援事業



各市町村の事業です。市町村によって種類や利用できるサービスが違いますので、詳しくは福祉の窓口へお問い合わせください。

種類の例

- 日中一時支援事業…施設等において障害者の活動の場を確保するとともに、障害者の家族の一時的な休息等を図る
- 自動車改造費助成事業…身体障害者の所有等する自動車をその運転に適應するように改造する際の費用の一部を助成
- 移動支援事業…外での移動が困難な障害児者のための支援